# 9 その他 ~ 公害苦情の状況

### 1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法(昭和 45 年法律第 108 号)第 49 条第 1 項に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」(昭和 52 年制定)により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

**2** 処理期間 : 平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月

## 3 公害苦情の概況

## (1) 苦情件数

平成 28 年度の公害苦情の申立件数は 86 件で、前年度(110 件)に比べて、24 件減少しました。

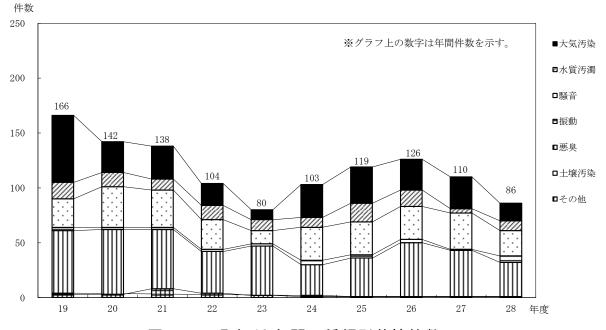


図-1 過去 10 年間の種類別苦情件数

### (2) 公害種類別の内訳

平成28年度の公害種類別の内訳及び過去10年間の種類別苦情件数の推移は、図ー1のとおりです。

件数が多い順に悪臭 31 件(約 36%)、騒音 23 件(約 27%)、大気汚染 16 件(約 19%)、水質汚濁 9 件(約 10%)、振動 6 件(約 7%)、その他 1 件(約 1%)となりました。

なお、平成27年度の全国集計結果(公害等調整委員会の報告)によれば、公害苦情は約7万3千件が報告されており、うち典型7公害が約5万1千件(約70%)を占め、その内訳は騒音33%、大気汚染31%、悪臭20%、水質汚濁13%、振動3%、土壌汚染等0.3%となっています。